平成２１年（フ）第２１７号
岐阜県大垣市領家町１丁目14番地２
債務者　清水　達夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1380番地の18
債務者　山中　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
奈良県桜井市大字箸中773番地の２
債務者　原田　充浩
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２３号
三重県志摩市大王町波切1060番地１、住民票上の住所三重県志摩市大王町波切1937番地
債務者　岡　　宏
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
三重県志摩市大王町波切1060番地１、住民票上の住所三重県志摩市大王町波切1937番地
債務者　岡　　美和
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
奈良県香芝市逢坂３丁目615番地の１　吉田住宅７号
債務者　松田　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
奈良県香芝市逢坂３丁目615番地の１　吉田住宅７号
債務者　松田　藤子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
奈良県大和高田市本郷町２番38―301号、前住所奈良県御所市大字元町284番地の16
債務者　みつば塗料こと　神宮　雅克
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
奈良県宇陀市榛原区高萩台75番地　206号
債務者　田中　右門
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
奈良県葛城市南道穂28番地４
債務者　大町　照美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
奈良県大和高田市大字奥田155番地
債務者　高木　義之
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番10―304号
債務者　齋藤　暢子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
奈良県香芝市逢坂３丁目405番地の15
債務者　福嶋　広平
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
奈良県香芝市逢坂７丁目150番地の13
債務者　竹田津千賀（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
奈良県葛城市忍海437番地17
債務者　石田　隆夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第３７７号
秋田県男鹿市野石字大場沢27番地１
破産者　畠山　長文
1　主文　当裁判所が平成21年10月29日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「秋田県男鹿市野石字大湯沢27番地１」とあるのを「秋田県男鹿市野石字大場沢27番地１」と更正する。
2　決定年月日　平成21年11月11日
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２４４号
福岡市中央区清川３丁目18番11号
破産者　株式会社玉川印刷
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部